受水槽給水方式の建物をお持ちの方へ

受水槽の維持管理のお願い

下記が主な管理項目です。

- マンホールの蓋には施錠されていますか?
- 受水槽の清掃はされていますか?
- 残留塩素は基準値を満たしていますか?

管理を怠ると…

害虫の侵入や葉っぱなどの混入 砂や赤錆などの堆積 ばい菌の繁殖



受水槽の維持管理は

管理者(所有者)の責任

いたずらや異物混入防止のため、

マンホールの蓋に施錠を!

水槽の中を清潔に

U U

Q. 受水槽の維持管理は誰がするの?

A. 受水槽の設置者・管理者(所有者)が維持管理しなければなりません。 管理基準については吹田市水道条例施行規程で定められています。

吹田市では受水槽給水方式の建物の方へ直結給水方式への切り替えを勧めています。

ご検討の際は給水相談グループにご相談ください。

お問い合わせ先

吹田市水道部 工務室 給水相談グループ

T564-8551 大阪府吹田市南吹田3丁月3番60号

受水槽維持管理に関するご相談 TEL:06-6384-1258 給水装置工事に関するご相談 TEL: 06-6384-1371

FAX: 06-6384-1837 Mail: w-koum@city.suita.osaka.ip

ご相談お待ちしております

水槽に亀裂が無いか確認!

